

# 声 明

(安倍元首相銃撃事件から2年を迎えるにあたって)

2024(令和6)年7月8日

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団

上記弁護団	弁護団長	弁護士	村越	進(東京)
同	副団長	弁護士	内田	信也(札幌)
同	副団長	弁護士	吉岡	和弘(仙台)
同	副団長	弁護士	紀藤	正樹(東京)
同	副団長	弁護士	塚田	裕二(東京)
同	副団長	弁護士	荻原	典子(名古屋)
同	副団長	弁護士	植田	勝博(大阪)
同	副団長	弁護士	山田	延廣(広島)
同	副団長	弁護士	平田	広志(福岡)
同	事務局長	弁護士	山口	広(東京)

外344名

1 一昨年7月8日の安倍晋三元首相銃撃事件から本日で2年を迎えました。

この事件をきっかけに、多くの被害者や家族、とりわけ宗教2世の方々が勇気を出して声を上げたことで、統一教会による高額献金被害や家庭崩壊など極めて深刻かつ凄惨な被害の実情が次々と明らかになり、多くの方々が長年にわたり統一教会により苦しめられてきた現状が広く世間に知られるようになりました。

これを受けて、このような被害者の救済と被害抑止を図るべく、一昨年12月には不当寄附勧誘防止法(いわゆる被害者救済新法)が、昨年12月には特定不法行為等被害者特例法が成立しました。また、昨年10月には盛山正仁文部科学大臣により統一教会の解散命令請求が出され、現在、東京地方裁判所で

審理が進んでいます。

しかし、ほとんどの被害者は未だに救済されないままであり、この問題は全く解決していないと言っても過言ではありません。

- 2 当弁護士団は、全国の相談窓口に寄せられた多くの被害相談の受け皿となるべく一昨年11月に結成され、日弁連（日本弁護士連合会）や法テラス（日本司法支援センター）の協力も得て、昨年2月以降、統一教会に対して8次にわたり損害賠償請求を行い、被害回復に向けた集団交渉を進めてきました。現時点でその人数は合計179名、金額は53億3700万円余りにも上っています。

しかし、統一教会は、これに対して自ら対応しないなどの不誠実な対応に終始しました。そのため、集団交渉に加わった方のうち合計138名・44億2800万円余りについては、昨年7月、東京地方裁判所に調停手続を申し立てており、現在、裁判所において被害回復に向けて調停期日を重ねています。

しかし、統一教会には被害者に対して真摯に向き合う姿勢が全くみられません。調停手続においても、わずかな書面しか提出せず、当弁護士団が再三求めている献金記録の開示にも応じないなど、相変わらず不誠実な対応を取り続けています。

統一教会に対しては、自らが生み出した被害を直視して被害者に真摯に向き合い、被害者救済に向けて速やかにかつ誠実に対応するよう、改めて強く求めます。

- 3 統一教会は、集団交渉・調停において、20年の除斥期間（民法上の権利消滅期間）を経過した献金・物品等の被害については、これを被害と認めず支払に応じていません。また、統一教会は、今後統一教会に対して何らの請求もしないとの念書や合意書等を被害者に作成させており、そのような悪質な事案についても同じく支払に応じていません。

しかし、今年3月、最高裁判所は、優生保護法の被害に関して「除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されない」として国側の主張を排斥し、20年を経過した被害についても救済しました。統一教会被害についても、その深刻さや凄惨さからすれば、20年を経過していたとして

も同様に救済されるべきです。

また、最高裁判所は、今月 11 日に言い渡し予定の判決で、統一教会が作成させた上記のような念書に関して無効であるとの判断を示すものと期待されています。

司法は、統一教会被害者の救済に向けて積極的にその役割を果たしていくべきです。

- 4 今年 6 月の第 8 次の集団交渉には、宗教 2 世（祝福 2 世）の方 2 名が加わり、統一教会に対して初めて、幼い頃から 2 世として受けた様々な苦しみや困難についての慰謝料を請求しました。

安倍元首相銃撃事件を契機に大きく社会問題化した宗教 2 世問題も、未だに解決していません。統一教会 2 世を含む宗教 2 世の方々については、成人した方々も含めて、法的支援にとどまらず精神的支援・経済的支援など様々な支援が継続して必要であり、国により速やかに支援体制が構築されるべきです。

- 5 統一教会による被害が、これほど深刻かつ凄惨なものであるにもかかわらず長年にわたり放置されてきたのは、政治家もマスコミも私たち市民も、この問題の重大性・悪質性・社会的悪影響の広がりを知らず、あるいは知ったとしても何もせずにしたことにも原因があったことを忘れてはなりません。

全ての被害者が救済されるまで、社会はこの問題に関心を持ち続ける必要があります。被害者救済に向けた取り組みを継続し強化することは、当弁護団を含めた私たち社会全体の責務であると考えます。

再びこの問題を風化させてはなりません。

当弁護団は、今後も、統一教会による被害者の速やかな救済に向けて全力を尽くす所存です。

以上